

平成27年4月1日

一般事業主行動計画（第3回）

社員の働き方を見直し、特に女性社員の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・復職時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年 4月 1日～平成32年 3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：妊娠中の女性社員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して社員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 平成27年 4月～ 社員の具体的なニーズ調査、母性健康管理についての情報収集
- 平成27年 9月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 平成28年 1月～ 相談窓口の設置について検討
- 平成28年 1月～ 相談員の研修
- 平成28年 6月～ 相談窓口の設置について社員への周知

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間 7日以上とする。

<対策>

- 平成27年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成27年 9月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に5回行う
- 平成27年 4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 平成27年 10月～ 社内広報誌などでキャンペーンを行う

医療法人 慈恵会